

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025.9.5



SBIインド&ベトナム株ファンド

追加型投信／海外／株式



商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産(投資信託証券(株式 一般))	年2回	エマージング	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行うSBIインド&ベトナム株ファンドの募集については、発行者であるSBIアセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年9月4日に関東財務局長に提出しており、2025年9月5日にその効力が生じております。

- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページに掲載しています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者のご意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は、信託法によって受託会社において分別管理されています。

委託会社:SBIアセットマネジメント 株式会社
(ファンドの運用の指図等を行います。)

金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第311号
設立年月日: 1986年8月29日
資本金: 4億20万円
運用する投資信託財産の合計純資産総額: 6兆3,243億96百万円
※2025年6月末現在

受託会社: 三井住友信託銀行株式会社
(ファンド財産の保管・管理等を行います。)

<照会先>

SBIアセットマネジメント株式会社

●ホームページ <https://www.sbiasset.co.jp/>

●電話番号 03-6229-0097

(受付時間: 営業日の午前9時〜午後5時)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

この投資信託は、主としてマザーファンド受益証券(以下「マザーファンド」といいます。)を通じてインド及びベトナムの株式(当該株式にかかる預託証券を含みます。)等に投資するものとします。

ファンドの特色

1 主としてインド及びベトナムの株式(当該株式にかかる預託証券を含みます。)等に投資します。

- 本ファンドは、マザーファンドを通じて、主としてインド及びベトナムの株式等に投資を行います。
- マザーファンドの運用にあたっては、株式への直接投資に加えて預託証書及び株価連動債を用いた投資も行います。
- 各マザーファンドへの資産配分については、市場環境等を勘案して、委託会社が配分を決定します。ただし、ベトナムの株式への実質的な投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- 市場環境によってはマザーファンドへの投資を減少させる等、上記と異なる資産配分を行う場合があります。

2 運用資産の一部の運用をSBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッド^{※1}及びポーレン・キャピタル・UK・エルエルピー^{※2}に再委託します。

インドの株式への投資にあたり、「ステイト・バンク・オブ・インド 株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」については、SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッドに、「LGM・インド 株・マザーファンド(適格機関投資家専用)」については、ポーレン・キャピタル・UK・エルエルピーに運用の指図の権限を委託します。

※1 同社はState Bank of India(インドステイト銀行)グループの運用会社であり、委託会社が属するSBIグループの運用会社ではありません。

※2 商号がコロムビア・スレッドニードル(EM)インベストメンツ・リミテッドからポーレン・キャピタル・UK・エルエルピーに変更となりました。

- 組入マザーファンドは、委託会社の判断により適宜見直しを行います。この場合において組入対象とされていたマザーファンドは、変更されることがあります。

運用再委託先(投資顧問会社)のご紹介

● SBI・ファンズ・マネジメント

- 親会社はインド最大の国営商業銀行であるState Bank of India(インドステイト銀行)。
- インド株投資のスペシャリストとして、評価機関等より数多くの賞を受賞しています。
- 約73人の経験豊富なプロフェッショナルを始めとして、1,701人超のスタッフが在籍しています(2025年6月)。

● ポーレン・キャピタル・UK・エルエルピー

- 2019年8月に英国で設立された運用会社で、米国の資産運用会社であるポーレン・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーの子会社です。
- ポーレン・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シーは、助言を含めて約534億米ドルの資産を運用(2025年6月末)するグローバルな運用会社で、世界中の機関投資家や個人投資家にグロース型やインカム型の投資戦略商品を提供しています。現在、大型グロース株式と、小型グロース株式、ハイイールド、新興国株式の4つのチームが運用を担っています。

3 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 本ファンドはマザーファンドを通じて外貨建の株式等に投資を行いますので、本ファンド、マザーファンドともに当該通貨と円との為替変動の影響を受けます。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができないことがあります。



マザーファンドの概要

● ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用目的・運用方針	・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。 ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・ SBI・ファンズ・マネジメント・プライベートルIMITEDに運用の指図に関する権限を委託します。
信託期間	原則として無期限(設定日:2007年7月25日)
決算日	毎年6月4日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

● LGM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用目的・運用方針	・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。 ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ・ ポーレン・キャピタル・UK・エルエルピーに運用の指図に関する権限を委託します。
信託期間	原則として無期限(設定日:2007年7月25日)
決算日	毎年6月4日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

● SBIAM インド株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用目的・運用方針	・ インドの証券取引所で上場または取引されている株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。 ・ 株式の投資に際しては、投資対象に掲げる株式の中から、収益性や成長性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託期間	原則として無期限(設定日:2007年7月25日)
決算日	毎年6月4日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

● SBIAM ベトナム株・マザーファンド(適格機関投資家専用)

運用目的・運用方針	・ ベトナムの証券取引所で上場または取引されている株式等を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長をめざして積極的な運用を行います。 ・ 銘柄選定に関しては、収益性や成長性及び流動性等を総合的に勘案した銘柄に厳選投資します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託期間	原則として無期限(設定日:2007年7月25日)
決算日	毎年6月4日(日本の銀行が休業日の場合は翌営業日)
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

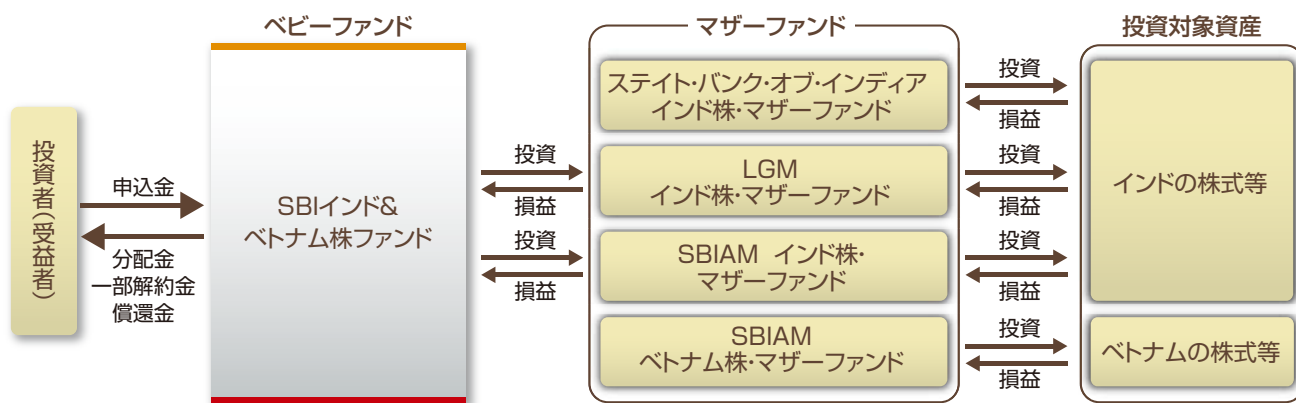
上記は本書作成日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資信託(ベビーファンド)の資金をまとめて、マザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

運用のイメージ図



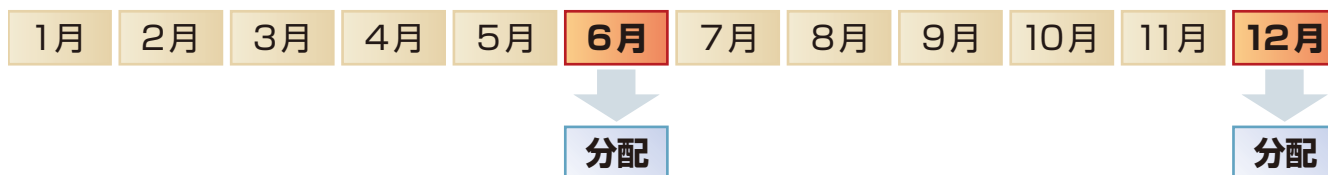
主な投資制限

投資信託証券への投資割合	マザーファンドへの投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブの使用	有価証券先物取引等は、信託約款21条の範囲で行います。
	スワップ取引は、信託約款22条の範囲内で行います。 金利先物取引及び為替先渡取引は、信託約款23条の範囲内で行います。

分配方針

毎決算時(毎年6月4日及び12月4日。ただし、休業日の場合は翌営業日。))に、原則として分配方針に基づき収益分配を行います。

- ① 分配対象額は、信託財産に属する配当等収益(配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。)とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当収益」といいます。)及び売買益(評価益を含み、みなし配当収益を控除して得た額)との合計額から諸経費等を控除した金額の範囲とします。
- ② 委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



- ・ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払い及びその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・ 分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

本ファンドは、主としてマザーファンドへの投資を通じて、株式などの値動きのある証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を投資対象としており、元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。以下のリスクは特に記載のない限りマザーファンドについて記載しておりますが、当該リスクは結果的に本ファンドに影響を及ぼします。特に、本ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主に外国株式へ投資を行いますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行体の財務状態の悪化等の影響により、その信託財産の価値が下落し、結果として本ファンドが損失を被ることがあります。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

主な変動要因

株価変動リスク	本ファンドは、マザーファンドを通じて主にインド、ベトナムの株式に投資を行います。投資を行う株式の大幅な価格変動等があった場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
為替変動リスク	マザーファンドは外貨建資産を保有し、マザーファンド及び本ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国や投資対象資産の通貨が対円で円高となった場合には、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
信用リスク	本ファンドが実質的に投資対象とする企業の経営等に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。なお、マザーファンドが投資するベトナムの証券取引所に上場されている株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の影響を受けますので、対象企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合は、当該債券の価値が大きく下落し、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
カントリーリスク	マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々は、金融市場や政情が不安定であることから、金融市場や政情に起因する諸問題が株価や通貨に及ぼす影響は、先進国より大きいことがあります。また、それらの国々における株式・通貨市場は規模が小さく、流動性が低い場合があります。結果としてそれらの市場で取引される株式・通貨の価格変動が大きくなる場合があります。さらに、それらの諸国においては、政府当局が一時的に規制を導入したり、政策変更を行うことによって証券市場に対し著しく悪影響を与えることがあります。また、証券取引所、会計基準、法規制等に関する制度が先進国市場とは異なる場合があります。また、運用上予期しない制約を受けることがあります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。
流動性リスク	大量の売買及び市場の外部環境に急激な変化があり市場規模の混乱や縮小があった場合、市場で取引ができず、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。この場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、大きく損失を被ることがあります。また、マザーファンドの投資対象株式発行体が所在する国々・地域の取引所においては、長期間にわたる個別銘柄の売買停止措置が取られる場合があります。そのような場合には一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、当該有価証券の評価を行います。
投資方針の変更について	投資環境の変化及び投資効率等の観点から、投資対象、投資手法、及びマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託先の変更を行う場合があります。
その他のリスク	その他予測不可能な事態（天変地異、クーデター等）が起きたときなど、市場が混乱することが考えられます。この様な場合に、証券取引所の取引停止等やむを得ない事情があるときは、一時的に本ファンド及びマザーファンドが換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害や、コンピュータ関係の不慮の出来事が発生した場合などには、本ファンド換金代金の支払いが遅延することや、一時的に本ファンド及びマザーファンドの運用方針に基づいた運用が出来なくなるリスクがあります。

※変動要因は上記に限定されるものではありません。



インド株式における留意点

本ファンドはインドの株式等を主要投資対象とするため、インド株式への投資部分に対しては、インドの税制にしたがって課税されます。インド株式は売却益に対してキャピタル・ゲイン税等が課税されます。税率、課税方法の変更、および新たな税制が適用された場合には、基準価額に影響を与える可能性があります。また、インド株式には外国人機関投資家の保有比率等に制限のある銘柄があり、これらの銘柄を投資対象とする場合には、運用上の制約を受ける場合があります。

なお、本ファンドにおいては、将来発生する可能性のあるキャピタル・ゲイン課税の支払いに備えた支払見込額の引当金を計上しておりません。

その他の留意点

- ・本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ・本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っております。

流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

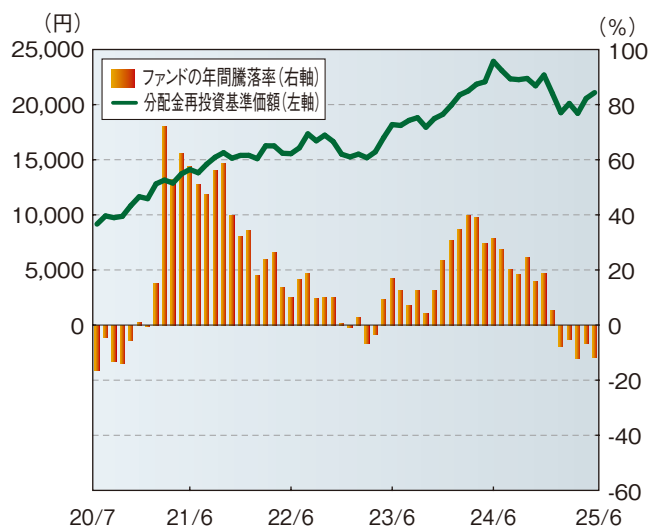
取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



(参考情報)

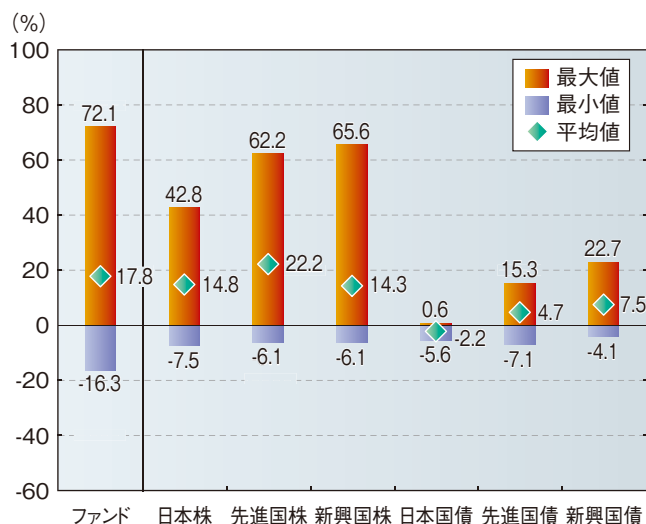
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2020年7月～2025年6月



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2020年7月～2025年6月



- * 上記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- * 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- * ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ① 年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ② 年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③ インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日本株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日本株: Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株: Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株: Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債: Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債: Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債: Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に本ファンドに投資することの当否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

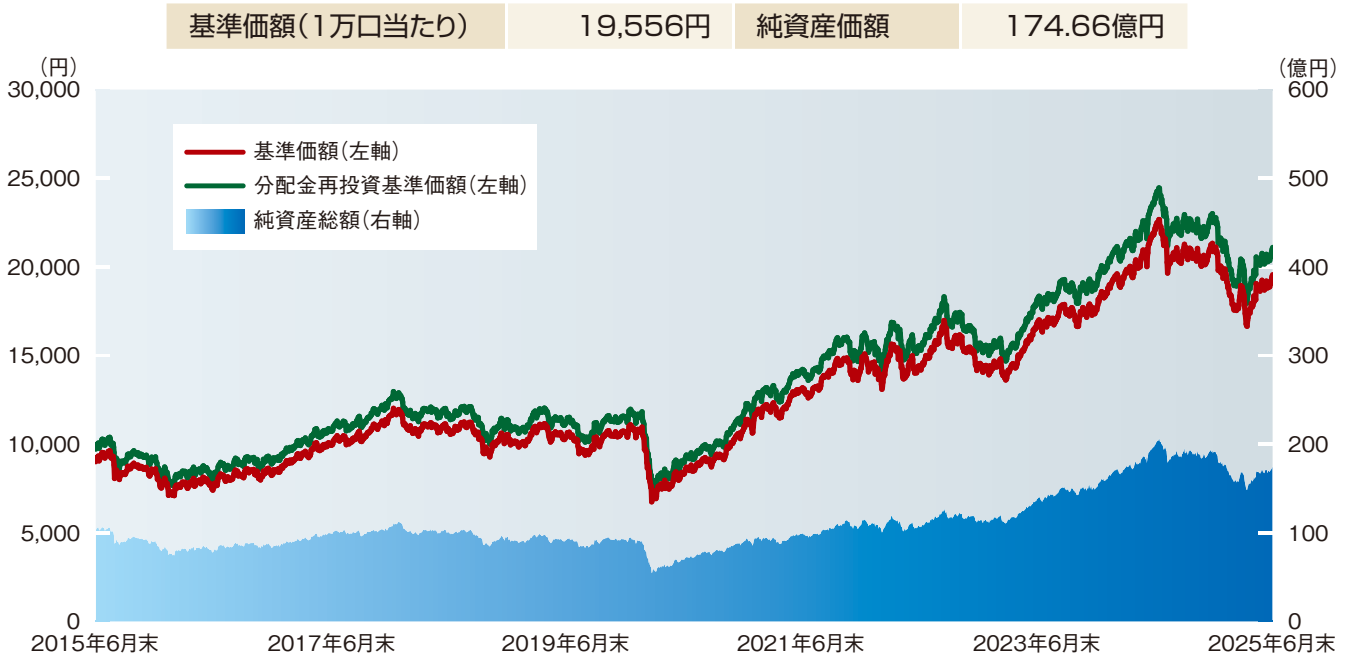
Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

運用実績

基準価額・純資産の推移

(基準日:2025年6月30日)

(2015年6月30日～2025年6月30日)

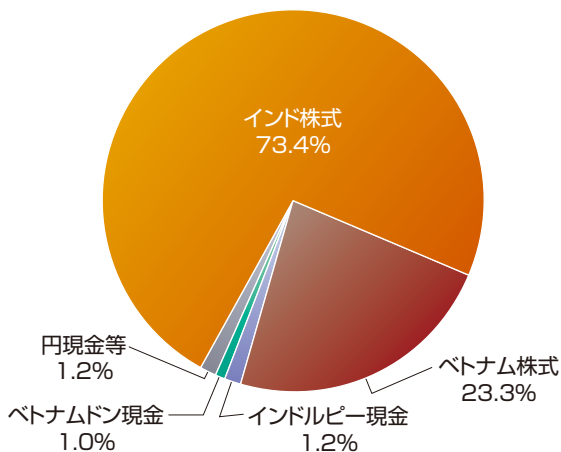


分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	第32期 2023年6月5日	第33期 2023年12月4日	第34期 2024年6月4日	第35期 2024年12月4日	第36期 2025年6月4日	設定来累計
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	800円

主要な資産の状況

《実質組入れの状況》



本ファンドが実質的に組入れている資産の状況です。

《組入資産の構成比》

資産の種類	比率
ステイト・バンク・オブ・インド インド株・マザーファンド	29.9%
SBIAM インド株・マザーファンド	25.5%
SBIAM ベトナム株・マザーファンド	24.2%
LGM インド株・マザーファンド	19.2%

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
 ※比率は本ファンドの純資産総額に対する比率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

運用実績

(基準日:2025年6月30日)

《組入上位銘柄》

※各マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

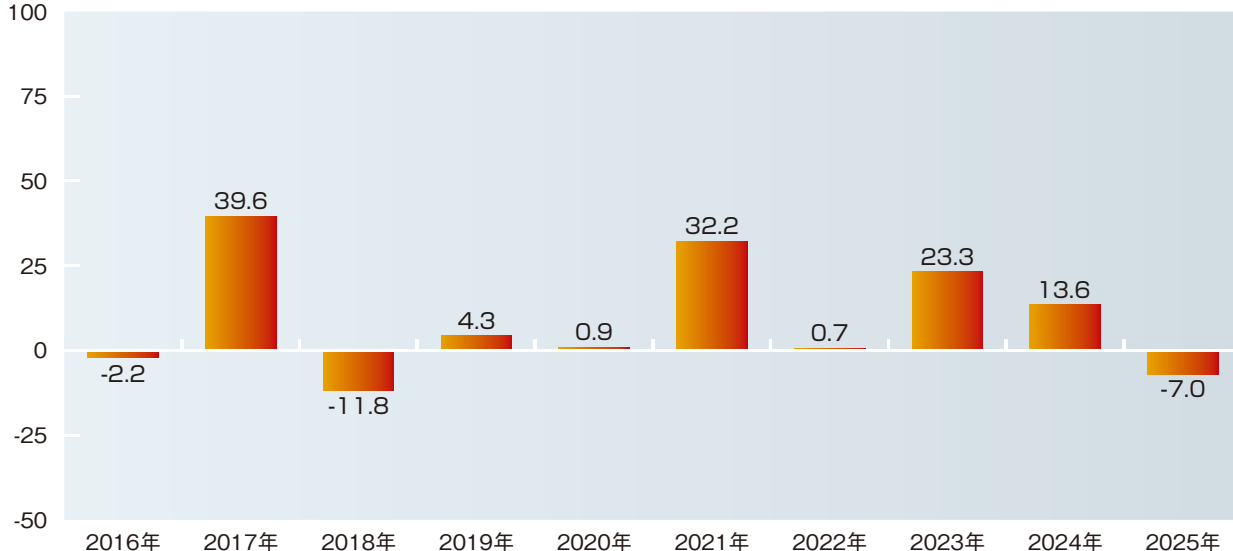
○ステイト・バンク・オブ・インディア インド株・マザーファンド			○SBIAM インド株・マザーファンド		
銘柄名	業種	比率	銘柄名	業種	比率
1 HDFC銀行	銀行	9.3%	1 HDFC銀行	銀行	7.2%
2 ICICI銀行	銀行	8.6%	2 ICICI銀行	銀行	5.9%
3 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	6.3%	3 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	4.4%
4 インフォシス	ソフトウェア・サービス	6.0%	4 フォルティス・ヘルスケア	ヘルスケア機器・サービス	4.3%
5 アクシス銀行	銀行	3.6%	5 ファーストソース・ソリューションズ	商業・専門サービス	3.9%

○LGM インド株・マザーファンド			○SBIAM ベトナム株・マザーファンド		
銘柄名	業種	比率	銘柄名	業種	比率
1 HDFC銀行	銀行	8.0%	1 サコムバンク	銀行	6.6%
2 ICICI銀行	銀行	7.1%	2 ベトナムテクノロジー・アンド・コマーシャル	銀行	6.5%
3 リライアンス・インダストリーズ	エネルギー	7.1%	3 ベトインバンク	銀行	5.5%
4 ブハルティ・エアテル	電気通信サービス	6.2%	4 ビングループ	エクイティ不動産投資信託(REIT)	5.5%
5 タタ・コンサルタンシー・サービス	ソフトウェア・サービス	4.3%	5 グレックスグループ	資本財	5.3%

*HDFC銀行はHDFCのグループ企業です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

(%) 本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2025年は年初から6月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購 入 価 額	購入受付日の翌営業日の基準価額となります。 (ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。 換金手数料はかかりません。
換 金 代 金	換金請求受付日から起算して7営業日目以降にお支払いいたします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。
購 入・換 金 申 込 不 可 日	次のいずれかに該当する場合は、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・インド、ベトナムの証券取引所休業日 ・インド、ベトナムの銀行休業日
購入の申込期間	2025年9月5日(金)～2026年3月4日(水) ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。
購 入・換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信 託 期 間	無期限(設定日:2007年7月25日)
繰 上 償 還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決 算 日	毎年6月4日及び12月4日(休業日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	年2回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては分配金の再投資コースを設けています。 詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.sbiam.co.jp/
運 用 報 告 書	ファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 本ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※税法が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に 3.3%(税抜:3.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。詳細は販売会社にお問い合わせください。	購入時の商品説明、情報提供及び事務手続き等にかかる対価
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3% を乗じて得た額を、ご換金(解約)時にご負担いただきます。	換金に伴う有価証券売買委託手数料等の費用

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年2.2%(税抜:年2.0%) を乗じて得た金額とします。 信託報酬は毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	<信託報酬の配分(税抜)>		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年1.22%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.08%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。 ※委託会社に対する運用管理費用には、マザーファンドの運用の委託先である「SBI・ファンズ・マネジメント・プライベート・リミテッド」及び「ポーレン・キャピタル・UK・エルエルピー」への報酬が含まれています。		
その他の費用 及び手数料	ファンドの監査費用、有価証券等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用、保管費用等本ファンドの投資に関する費用、信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)及びこれらに対する税金をファンドより間接的にご負担いただきます。 また、マザーファンドにおける株式売買にかかるキャピタル・ゲイン税等は、保有有価証券の売却時に発生し、その課税額は期間按分等の調整を行うことなく、税額が確定次第速やかにその全額がマザーファンドに費用計上されます。また、インドで使用したキャピタル・ゲイン税等の計算にかかる税務顧問に関する費用もマザーファンドに費用計上されます。 ※これらの費用は、監査費用を除き運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税 [※] 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税 [※] 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※復興特別所得税を含みます。

- ・ 確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。
- ・ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2025年6月末日現在のものです。税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年12月5日～2025年6月4日です。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
3.05%	2.20%	0.85%

- ※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。）を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。
- ※ 各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。
- ※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。